

外形標準課税に係る申告書・納付書の記載に関するお願い

確定（修正）申告書を作成する場合

納付すべき事業税額の内訳の各欄の記載は、所得割・付加価値割・資本割・収入割の割ごとの金額をそれぞれ記載してください。

納付書を作成する場合

割ごとの金額をそれぞれ記載します。ただし、割の中にマイナスの金額がある場合は、マイナスの金額を記載しないで、各割を相殺した後の金額を記載してください。

具体的な記載方法は下記の事例を御参照ください。

〈事例〉

- 確定申告で今回納付すべき各割の増差税額に増減が生じた場合
(各割の増差税額の中にマイナスの金額が生じた場合)

区分	所得割	付加価値割	資本割	合計税額
中間申告	200	200	100	500
確定申告	100	400	200	700
増差税額	△100	200	100	200

1 申告書の記載方法

申告書④の内訳の各欄（④⑦～④⑩欄）には、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載してください。第6号様式（その2）を作成する場合は、申告書④の内訳について、該当する事業に応じて内訳の各欄（④⑤～④⑩欄）にそれぞれ記載してください。

【第6号様式（抜粋）】

この申告により納付すべき事業税額						④⑥					2	0	0			
④⑥の内訳	所得割	④⑦			△	1	0	0	付加価値割	④⑧				2	0	0
	資本割	④⑨				1	0	0	収入割	④⑩						

2 納付書の記載方法

各割で増減がある場合の納付書の記載については、マイナスとなる割の金額をプラスとなる付加価値割、資本割、所得割の順に相殺した後の金額を記載してください。

〈事例〉の場合は、プラスの付加価値割（200）からマイナスの所得割（△100）の額を差し引いた差額（100）をプラスである付加価値割額の欄に記載します。

【第12号の2様式（一部抜粋）】

法人事業税	所得割額	05								
	付加価値割額	06					1	0	0	
	資本割額	07					1	0	0	
	収入割額	08								

* 特別法人事業税又は地方法人特別税についてもマイナスの金額がある場合は、上記と同様に、マイナスの金額を記載しないで、法人事業税の各割と相殺した後の金額を記載してください。